HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治十年代の商賈について
Author(s)	山口, 和雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 8, 89-99
Issue Date	1955
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31016
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_P89-99.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

明治十年代の商賈について

山口和雄

徳川後期から明治初期にかけ商業の発達著しく、各地に各種の商賈ができたことはすでに周知のところであるが、その実体については必らずしも明らかとはいえない。ところで、第二統計年鑑には明治十二―十四年の商賈についての統計が記載され、これがおそらくわが国最初の全国的な商賈に関する統計調査と思われるが、しかしこれは単に卸売・仲買・小売の区別を記したものであつて、業種別の状態は明らかでない。しかるに明治十五年になると業種別調査も行われ、その結果が第三統計年鑑に載せられておるが、これは未だ大阪府以下二府十四県の調査を欠き完全なものではない。ほぼ完全な統計が整理されたのは翌十六年で、その結果は第四統計年鑑に、また第五統計年鑑には十八年の状態が記されておるが、その後はこの種の統計調査はない。ところで、右の統計調査は従来殆んど利用されておらぬので、ここではまず十六年の分を整理してみることとした。第一表及び第二表の如くである。

すなわち、明治十六年当時の商賈数は合計一、五一四、一二八戸で、同年の総戸数七、六四九、〇四八戸の二割弱にあたる。その業種についてはこの二表によつて明らかであるが、なお参考のために三万戸以上のものをとつて全商賈数に対する比率を算出してみると第三表の如くである。

第 1 表　明治 16 年業種別商賈數

種類	卸賣	仲買	小賣	計
菓子類	7,397	941	105,618	113,938
穀物	10,966	25,575	67,938	104,478
和洋酒類	4,185	912	81,259	86,356
魚鳥獸肉類	5,137	11,314	68,520	84,971
乾物・青物及び果物類	5,506	4,599	68,269	78,374
和洋織物	15,787	4,389	36,683	56,859
荒物	2,854	2,268	51,615	56,737
味噌・醬油・酢鹽及び麹類	6,805	1,397	42,052	50,254
豆腐・蒟蒻及び揚物	1,281	822	35,359	37,462
薪炭及び石炭類	5,667	5,603	25,583	36,853
材木及び板類	6,606	6,537	21,872	35,015
石油・水油・蠟燭鬢付及び樒實類	5,831	1,213	27,733	34,777
小間物類	2,620	348	31,307	34,275
筆・墨・硯・紙その他文房具類	6,739	1,287	18,848	26,874
和洋糸類	6,479	11,694	6,108	24,281
藥種及び賣藥	1,601	533	19,460	21,594
履物・提燈・傘油紙その他雨具類	2,790	384	17,830	21,004
銅・鐵地金及び金物類	2,080	330	13,809	16,219
茶	3,760	2,441	7,368	13,569
綿及び眞綿類	1,644	1,588	8,081	11,313
陶器	1,528	248	8,264	10,040
砂糖	1,676	1,092	7,217	9,985
麵類及び粉類	2,471	96	7,054	9,621
各種肥料	1,442	1,955	5,473	8,870
蠶種及び繭	397	2,000	4,041	6,438
衣類及び夜具類	791	55	5,473	6,319
藍及び藍玉	4,348	1,101	848	6,297

種　類	卸　賣	仲　買	小　賣	計
桶・樽・檜物及び曲物類	296	70	4,759	5,125
煙　草	684	481	3,491	4,656
麻苧及び麻糸類	768	1,786	1,724	4,278
植木・盆栽・苗木	99	468	3,692	4,259
畳・莚及び蔺蒻類	589	682	2,647	3,918
舶來小間物及び蝙蝠傘	588	197	3,104	3,889
鰹節及び鶏卵	730	1,038	1,775	3,543
竹・藤及び諸細工物	242	107	3,123	3,472
農工その他器械類	410	41	2,656	3,107
漆　器	400	120	2,424	1,944
木具・指物・挽物及び木地物類	369	23	2,430	2,822
瓦及び土器類	519	54	2,149	2,722
各種玩弄品	175	46	2,510	2,731
煙管及び袋物類	341	45	2,197	2,583
石蠣灰及び漆喰	405	245	1,901	2,551
書　籍	256	38	2,078	2,372
各種家具	992	50	1,167	2,209
海草類	239	99	1,767	2,105
楮及び桑	470	860	724	2,054
繪具染草及び印板印肉類	808	403	800	2,011
糀　屑	763	450	702	1,915
建具類	344	38	1,257	1,639
皮革及び革細工品	214	224	1,050	1,488
石及び土砂類	204	53	1,205	1,462
各種種物	113	41	1,096	1,250
神佛葬具類	107	9	968	1,084
硝子及び硝子器	146	13	793	952

種類	卸賣	仲買	小賣	計
諸車	32	16	899	947
團扇及び扇子	156	25	732	913
漬物・納豆及び佃煮	132	6	670	808
各種飲食品	84	1	715	800
金銀箔・金銀細工及び珠玉類	144	14	638	796
漆及び漉	166	128	489	783
籠類	59	37	674	770
薫物及び香具類	138	19	582	739
琴・三味線その他音典器	81	16	610	707
時計・寒暖計・眼鏡磁石及び鏡類	55	13	605	673
各種漁具・船及び船具類	75	30	563	668
紡績器械及び機具類	49	1	425	475
鼈甲・象牙及び角細工物	49	15	400	464
木皮類	116	81	227	424
新聞・繪双紙印刷物及び寫眞類	49	—	370	419
銃砲彈薬その他鳥獸獵具	63	33	217	313
牛馬具	39	4	252	295
氷及び雪	69	1	225	285
網綱及び各種繩類	26	28	169	223
度量衡及び算盤類	59	—	109	168
雜	1,918	5,563	39,116	46,597
總計	133,200	104,433	896,558	1,134,191

〔備考〕 1) 第四統計年鑑による。

2) 山梨，山形，島根三縣は調査を缺くので包含してない。

3) 種目二種以上を併記するもので，その物品類似の場合は主なものによつて掲示した。物品類似しない場合は雜の中に合算した。

第2表　明治16年特殊商賈數

種類	商賈數
諸飲食店	107,024
旅人宿	84,407
古着・古金古道具商	61,443
質屋	36,304
料理店	19,007
湯屋	8,358
海陸運送店	6,752
損料貸	5,135
雇人受宿	2,201
芝居及び待合茶屋遊船宿	1,536
書畫骨董店	763
兩替屋	693
雜商	46,314
合計	879,937

備考　1)　第四統計年鑑による。
　　2)　山梨，山形兩縣は調査を缺くので包含してない。
　　3)　雜の性質は第一表と同様である。

第3表

菓子類	7.5%
諸飲食店	7.1
穀物	6.9
和洋酒類	5.7
魚鳥獸肉類	5.6
旅人宿	5.6
乾物・青物及び果物類	5.2
古着・古金・古道具類	4.1
和洋織物	3.8
荒物	3.8
味噌・醬油・酢鹽及び麹類	3.3
豆腐・蒟蒻及び揚物	2.5
薪類及び石炭類	2.4
質屋	2.4
材木及び板類	2.3
石油・水油・蠟燭鬢付及び櫨實類	2.3
小間物類	2.3

卸売・仲買・小買の関係についてみると、いうまでもなく小売商が圧倒的に多く、全体としては八割弱を占めておる。但し、和洋糸類・藍及び藍玉・麻苧及び麻糸類・楮及び桑等においては卸売或いは仲買の方が小売より多数を占めておるのであつて、これはこれらの諸品が原料品として一層重要であつたことを示すものであろう。

次に地域別に総戸数に対する商賈戸数の割合を算出してみると第四表の如くで、やはり近畿・関東・四国などがその比率高く、九州・北海道・北陸・山陰などが比較的低いことがわかる。東北は平均と同一の比率であるが、これも若し宮城・福島の両県を除くと比率一五%となる。以上によつて商品経済発達の地域性を或程度知ることができよう。

しからばこれらの商賈は都市と農村でどんな割合で存在したものであろうか。また、当時一村にどの程度の商賈が存在したのであろうか。これらの点は農村における商品経済発達の問題に関連して特に知りたいところであるが、統計年鑑ではそれを知ることはできない。ところが、各府県の統計書をみると、各商賈の数はもちろんのこと、その中

第 4 表　明治 16 年地域別商賈數

地區	府縣名	總戸數	商賈戸數	百分比
東北	宮城	99,460	23,880	24.0
	福島	145,102	40,124	27.0
	岩手	107,989	16,679	15.4
	青森	81,048	10,519	13.0
	秋田	116,171	16,262	14.0
	山形※	114,965	19,910	17.3
	小計	664,735	127,374	19.2
關東	東京	299,191	53,022	17.7
	神奈川	160,100	46,915	29.3
	埼玉	173,472	39,506	22.8
	千葉	206,520	55,852	27.0
	茨城	166,885	62,991	37.7
	群馬	134,294	36,939	27.5
	栃木	107,559	24,212	22.5
	小計	1,248,021	319,437	25.6
東海	靜岡	188,616	31,593	16.7
	三重	175,230	23,213	13.2
	愛知	308,181	53,262	17.3
	小計	672,027	108,068	16.1
東山	山梨	87,899	17,754	20.2
	岐阜	174,878	37,820	21.6
	長野	217,285	44,038	20.3
	小計	480,062	99,612	20.7
北陸	新潟	304,309	45,074	14.8
	富山	141,894	19,278	13.6
	石川	280.370	27,811	9.9
	福井	117,057	16,576	14.2
	小計	843,630	108,739	12.9

地　區	府縣名	總戶數	高賣戶數	百分比
近　畿	滋　賀	139,703	41,405	29.6
	京　都	203,477	51,274	25.2
	大　阪	364,254	122,101	33.5
	兵　庫	319,684	71,009	22.2
	和歌山	131,960	18,319	13.9
	小　計	1,159,078	304,108	26.2
四　國	德　島	136,019	34,365	25.3
	愛　媛	316,836	82,102	25.9
	高　知	118,042	17,110	14.5
	小　計	570,897	133,577	23.4
山　陰	鳥　取	83,677	17,412	20.8
	島　根※	150,278	23,157	15.4
	小　計	233,955	40,569	17.3
山　陽	岡　山	219,746	38,667	17.6
	廣　島	265,957	52,336	19.7
	山　口	191,696	37,146	19.4
	小　計	677,399	128,149	18.9
九　州	福　岡	220,636	35,304	16.0
	熊　本	205,931	29,964	11.6
	佐　賀	109,394	17,415	15.9
	長　崎	147,005	13,400	9.1
	大　分	152,077	22,637	14.9
	宮　崎	80,796	8,550	10.6
	鹿兒島	198,225	9,532	4.8
	小　計	1,114,064	130,802	11.7
北海道	函　館	25,744	7,348	28.5
	札　幌	61,144	4,099	6.7
	根　室	5,642	341	6.0
	小　計	92,530	11,788	12.7
總　計		7,756,398	1,512,223	19.5

〔備考〕 1) 第四統計年鑑による
2) ※印の分は明治18年の分である。(第五統計年鑑)

市街地に存在するものの数をも記したものが相当多いので、これらを整理することによつて市街地と郡部との商賈の割合を或程度知ることができる。その結果は第五表の如くである。なおこの表で市街地というのは次の如くである。

（府縣名）	市街
青森	青森・鰺ヶ澤・弘前・黒石・八戸・三戸
宮城	仙臺・石巻・涌谷・古川
秋田	秋田・土崎・大館・花輪・能代・本庄・横手・湯澤
山形	山形・新庄・鶴岡・米澤・酒田
栃木	宇都宮・栃木・足利・佐野・鹿沼
埼玉	川越・熊谷
東京	東京
長野	長野・松本・上田・飯田
岐阜	岐阜・大垣・高山
富山	富山・魚津・高岡・新湊・氷見
福井	福井・坂井・大野・武生・敦賀・小濱
愛知	名古屋・熱田・岡崎・西尾・豊橋
三重	桑名・四日市・龜山・津・松坂・山田・上野・鳥羽
滋賀	大津・八幡・彦根・長濱
和歌山	和歌山
島根	松江
鳥取	鳥取・米子・倉吉・境
高知	高知
長崎	長崎
大分	大分・臼杵・中津

第5表　市街・郡部別商賈數

府縣名	年次	總戸數	商賈戸數	百分比	市街總戸數	市街商賈戸數	百分比	郡部總戸數	郡部商賈戸數	百分比
	明治									
青森	19	81,035	11,570	14.3	19,360	6,423	48.1	67,675	5,147	7.6
宮城	18	101,343	32,553	32.1	17,493	10,061	57.5	83,850	22,492	26.8
秋田	19	117,232	14,868	12.7	19,505	5,474	28.1	97,727	9,394	9.6
山形	21	115,863	18,320	15.8	18,823	6,471	34.4	97,040	11,849	12.2
栃木	19	101,310	27,043	26.7	11,000	5,001	45.5	90,310	22,042	24.4
埼玉	17	173,857	36,161	20.8	3,472	1,809	52.1	170,385	34,352	20.2
東京	17	294,485	46,264	15.7	237,270	37,670	15.9	57,215	8,589	15.0
長野	17	217,180	37,920	17.5	14,895	5,108	34.3	202,285	32,812	16.2
岐阜	17	176,375	32,079	18.2	11,423	5,406	47.3	164,952	26,673	16.2
富山	18	143,256	45,311	31.6	29,178	16,604	56.9	114,078	28,707	25.2
福井	17	118,840	14,452	12.2	22,053	6,708	30.4	96,787	7,744	8.0
愛知	17	309,413	52,867	17.1	48,481	15,935	32.9	260,932	36,932	14.2
三重	18	173,214	32,770	18.9	18,315	10,388	56.7	154,899	22,382	14.4
滋賀	17	141,501	41,124	29.1	12,853	8,677	67.5	128,648	32,447	25.2
和歌山	17	130,476	18,254	14.0	14,982	7,248	48.4	115,494	11,086	9.6
島根	17	151,093	14,252	9.4	9,165	2,318	25.3	141,928	11,934	8.4
鳥取	17	81,339	14,798	18.2	11,461	4,604	40.2	69,878	10,194	14.6
高知	17	125,813	14,651	11.6	6,993	3,185	45.5	118,820	11,466	9.6
長崎	17	147,833	12,994	8.8	7,007	2,960	42.2	140,826	10,034	7.1
大分	17	152,632	21,381	14.0	8,469	2,192	25.9	144,163	19,189	13.3

〔備考〕 1) 各年度各府縣統計書により作成す。
2) 東京．愛知兩府縣の商賈には旅人宿，質屋等の特殊高賈がふくまれていない。

府縣統計書がそれぞれ右の都市を選んだ基準は一様ではなく、現住人口一万以上の都市を選んだ県もあるが、二千乃至三千程度のものまであげたところもある。また、右の都市以外の町はすべて郡部の中に包含されているので、郡部は純粋の村落のみではない点も注意されなくてはならない。第五表はこのような欠陥をもつが、それでも市街地及び郡部における商賈の割合を一応知ることができる。即ちこれによつて市街地及び郡部における総戸数に対する商賈戸数の比率の平均を求めてみると前者では三〇%六が、後

第 6 表　村の商賈數

郡　名	一村平均戸數	一村平均商賈數	百分比	年　次
			%	明治　年
山形縣西村山郡	98	9	9	19
同　北村山郡	120	22	18	〃
同　東田川郡	55	7	13	〃
同　西置賜郡	67	11	16	〃
同　東置賜郡	93	16	17	〃
山梨縣東山梨郡	299	57	19	17
同　東八代郡	193	42	22	〃
同　南巨摩郡	333	52	16	〃
同　西八代郡	193	27	14	〃
同　中巨摩郡	231	43	18	〃
同　北巨摩郡	267	59	22	〃
同　南都留郡	400	74	18	〃
同　北都留郡	350	59	17	〃
廣島縣安藝郡	815	79	10	〃
同　佐伯郡	279	42	15	〃
同　高田郡	240	54	22	〃
同　賀茂郡	292	55	18	〃
同　蘆田郡 同　品治郡 同　神石郡 同　用叡郡	161	33	20	〃
同　三次郡 　三谿谷郡	131	8	6	〃
長崎縣西彼杵郡	581	81	14	〃
同　東彼杵郡	742	64	9	〃
宮崎縣西臼杵郡	261	19	7	18

〔備考〕　明治 19 年山形縣統計書，明治 17 年山梨，廣島，長崎各統計書及び明治 18 年宮崎縣統計書により作成す。

者では一四%九が商賈であつたことが知られる。

次に一村当りどの程度の商賈が存在したかであるが、これについても特定の府県統計書によつて一応の見当をつけることができる。即ち、府県統計書の中には郡別に商賈を調査したものが若干あるが、その中には市街及び町を全然ふくまず、村のみによつて構成されていた郡もあつた。いま、そうした郡をとりあげて一村平均戸数と一村平均商賈戸数とを算出し、後者の前者に対する比率を求めてみると第六表の如くである。

これによれば、当時農村においても少ないところで全戸数の六、七分が、多いところで二割余が商賈であつたとみてよいであろう。その種類については最初に全体を考察をした場合とほとんど同様で、菓子屋・米穀商・飲食店・酒屋・乾物青物店・呉服糸商・荒物店・味噌・醤油・塩などの販売店・質屋などが主なものであつた。もちろんその中には半農半商のものも相当存在したと思われる。

以上によつて明治十年代の商賈の態様が一応明らかとなつたと思う。なおその規模などについても明らかにしたいが、それらについては資料を欠き不明である。